（ガス事業託送供給収支計算規則の全部を改正する省令の一部改正）

第三条　ガス事業託送供給収支計算規則の全部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
ガス事業託送供給収支計算規則	ガス事業託送供給収支計算規則の全部を改正する省令
第一条～第七条　［略］	**第一条～第七条**　［略］
（託送収支計算書等の公表方法等）	（託送収支計算書等の公表方法等）
第八条　事業者（地方公共団体である事業者を除く。）は、当該事業者の事業年度経過後四月以内に法第五十三条第二項の規定による公表をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同項の規定による公表をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に公表をしなければならない。	**第八条**　事業者（地方公共団体である事業者を除く。）は、当該事業者の事業年度経過後四月以内に法第五十三条第二項の規定による公表をしなければならない。
2～4　［略］	2～4　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。